

第3号様式

令和7年度第1回船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者選定委員会会議録

(令和7年5月28日作成)

1 開催日時 令和7年5月15日(木曜日) 14時00分～15時30分

2 開催場所 船橋市役所 本庁舎9階 第1会議室

3 出席者

- (1) 委員 渡邊 章 (植草学園大学)
荒川 俊也 (千葉県弁護士会京葉支部)
岡田 義輝 (千葉県税理士会船橋支部)
稲見 節男 (船橋リハビリ友の会)
高田 真希 (船橋市身体障害者福祉ホーム若葉 保護者代表)
岡部 佐知子 (船橋市健康福祉局福祉サービス部長)
飯村 昌人 (船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課長補佐)

(2) 事務局 障害福祉課 安藤課長、吉田施設整備係長、川名主任主事、小暮主事、
宗方主事

4 欠席者 なし

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

- (1) 委嘱状・辞令交付(公開)
(2) 委員長の選任について(公開)
(3) 募集要項(案)の審議について(公開)
※ただし、評価基準に関することは非公開
(4) 評価基準(案)の審議について(非公開)

【非公開の理由】

船橋市情報公開条例(平成14年条例第7号)第7条第5号に該当する不開示情報を審議することから、同条例第26条第2号に該当するため。

6 傍聴者数 なし

7 決定事項

- (1) 委員の互選により渡邊委員が委員長に選任された。
また、渡邊委員長より荒川委員が職務代理者として指名された。
(2) 募集要項の案について事務局から説明し、審議のうえ、募集要項が決定された。
(3) 評価基準の案について事務局から説明し、審議のうえ、評価基準が決定された。

8 議事

◆開会

○事務局

それでは定刻となりましたので、ただいまから『第1回船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者選定委員会』を開催いたします。皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集ま

りいただきまして、誠にありがとうございます。私、本日の司会進行をさせていただきます、障害福祉課施設整備係長の吉田と申します。よろしくお願いいたします。以降は着席をさせていただきますに進めさせていただきます。

本日は、委員の方全員ご出席いただいておりますので、「船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者選定委員会設置要綱」第5条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席がございますので、会議を開くことができるということになります。

それでははじめに、本日の委員会の資料のほうの確認をさせていただきます。お手元にフラットファイル1冊をご用意してございます。緑色のほうのフラットファイルをご覧ください。資料のほうにまず一覧がございまして、インデックスが付いております。こちらのほうを順次、確認をさせていただきたいと思います。

まず1番目として、「第1回船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者選定委員会次第」となります。

2番目に、「第1回船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者選定委員会の開催」という形でのタイトルの資料がございます。

3番目に、「船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者選定委員会委員に係る留意事項について」という資料になります。

4番目が、「船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者選定委員会委員名簿」でございます。

5番目が、「船橋市身体障害者福祉ホーム若葉事業概要」でございます。

6番目として、「船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者の指定に関する要綱」となります。

7番目が、「船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者選定委員会設置要綱」となります。

8番目といたしまして、「船橋市身体障害者福祉ホーム条例」でございます。

9番目といたしまして、「船橋市身体障害者福祉ホーム条例施行規則」となっております。

10番目といたしまして、「船橋市情報公開条例」となります。

11番目といたしまして、「船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱」となっております。

12番目として、「船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者選定委員会における会議の公開に関する取扱基準」となります。

13番目といたしまして、「会議を非公開とする場合の内規」となっております。

14番目といたしまして、「船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者選定委員会スケジュール(案)」となっております。

お手元の資料、足りない資料等ございますでしょうか。また、開催通知とともに送付をさせていただきました募集要項(案)、評価基準(案)を本日使用させていただきますが、お忘れの方はいらっしゃいますでしょうか。事務局のほうでも何部かご用意しておりますので、お忘れのようでしたらおっしゃってください。

なお、今回の委員会の資料につきましては、まだ未定稿であることと、不開示情報が含まれているため、会議終了後にすべて回収をさせていただきますので、ご了承のほうよろしくをお願いいたします。

次に、本日の会議の公開・非公開について説明させていただきます。緑色のフラットファイルの資料 12 番「船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者選定委員会における会議の公開に関する取扱基準」をご覧ください。その第9条に、「この取扱基準に定めるもののほか、会議の公開に関し必要なことは別に定める」と規定しています。こちらを根拠といたしまして、資料 13 番「会議を非公開とする場合の内規」を定めております。資料 13 番をご覧くださいいただきたいのですが、第1項第1号の後半部分に「事前に会議の公開・非公開が決定され情報公開されることから、予め、委員長と協議の上公開・非公開を決定するもの」と規定しております。

続いて、資料 11 番「船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱」、こちらの第2条第1項第1号をご覧ください。同号の規定により、「遅くとも会議開催の1週間前までに会議の開催に係る書面を所管課等のホームページに掲載すること」となっており、当該書面の中で、会議の公開・非公開の別について記載する必要があるとございます。

続きまして、資料 12 番の「船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者選定委員会における会議の公開に関する取扱基準」、こちらの第2条をご覧ください。同規定に基づきまして、傍聴者の定員については、委員会開催のつど委員長が定めるものとしております。本日は第1回の会議でありまして、まだ委員長が選任されておられませんので、会議の公開・非公開ならびに傍聴者の定員については、事務局のほうで次のように定めさせていただきます。

会議の公開・非公開につきましては、「評価基準(案)の審議」につきましては、資料 10 番の船橋市情報公開条例第7条第5号に該当する不開示情報が含まれているため、非公開とさせていただきます。また、同じく「募集要項(案)の審議」のうち、選定方法・評価基準に係る部分についても同様に非公開とさせていただきます。その他の審議については公開いたします。

次に、傍聴者の定員は5名とさせていただきます。

なお、本委員会の議事録につきましては、原則委員名を含め公開となっております。不開示情報が含まれる部分につきましては公開いたしません、不開示理由が消滅した場合には公開されることとなります。

会議録につきましては、会議終了後、事務局のほうで作成いたします。また、会議の概要につきましては会議終了後概ね1週間以内に作成し、公表といたします。その公表方法につきましてはホームページでの掲載及び市役所本庁舎 11 階の行政資料室での配架という形で行わせていただきます。

続きまして、資料7番「船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者選定委員会設置要綱」第4条第5項をご覧ください。委員の皆様におかれましては守秘義務がございます。委員としての任期を終了した後も守秘義務はございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、お手元の資料3番「船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者選定委員会委員に係る留意事項について」をご覧ください。委員の皆様には、指定管理者選定のプロセスにおきまして、透明性・公平性を確保する必要があることから、選定委員が代表を務める団体又は選定委員がその団体の意思決定に参画する立場、若しくは重要な経営方針等について知りうる立場にある職を務める、そういった団体が今回の指定管理者選定の対象となっていることが判明した場合には、選定委員をご辞退いただきますので、ご理解のほど何卒よろしくお願いいたします。

現時点で傍聴者がいらっしゃいませんので、このまま続けさせていただきたいと思います。

◆次第1 健康福祉局福祉サービス部長挨拶

○事務局

ここで、福祉サービス部長の岡部のほうから、ご挨拶をさせていただきたいと思います。

○岡部委員

一言申し上げさせていただきます。福祉サービス部の岡部と申します。よろしくお願いいたします。皆様方におかれましては、大変お忙しい中、委員をお引き受けいただき、また本日も出席をいただき、誠にありがとうございます。

今回、皆様に指定管理者の指定をお願いいたします「福祉ホーム若葉」につきましては、身体障害のある方に向けて居室等を提供して、自立した生活を送っていただくための施設として、平成5年に開設をいたしました。平成18年から指定管理者制度を導入しておりまして、今年度で第4期の指定管理期間が満了いたします。来年度以降の第5期の指定管理期間におきましては、効率採算性を確保することももちろんでございますが、これまで以上の質の高いサービス提供ということで、思いやりですとか、相手の立場になって考えられるですとか、そういう丁寧な対応で、利用者の方々とよい関係性を築けるということも重要だと考えております。

本委員会におきましては、それらのことを踏まえた上で、最も適切な事業者を選定していただきますように、よろしくお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◆次第2 委嘱状・辞令交付

○事務局

続きまして、次第2「委嘱状・辞令交付」となります。福祉サービス部長の岡部から、委嘱状をお渡しさせていただきます。五十音順にお名前をお呼びいたしますので、呼ばれた委員の方におかれましては、恐れ入りますがその場でご起立をお願いいたします。それでは始めさせていただきます。(各委員に委嘱状を交付)

◆次第3 委員紹介

○事務局

それでは、次の次第に進行させていただきます。続きまして次第3「委員紹介」をさせていただきたいと思います。緑色のフラットファイル4番「船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者選定委員会委員名簿」をご覧ください。こちらの順に則ってご紹介をさせていただきます。

たいと思います。

まず、荒川俊也委員でございます。荒川委員は弁護士として、千葉県弁護士会京葉支部に所属されております。専門的なご見地から、ご意見をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○荒川委員

よろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、稲見節男委員でございます。稲見委員は「船橋リハビリ友の会」の会長であり、身体障害のある方と日ごろ接しておられますので、当事者の視点からのご意見をいただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

○稲見委員

よろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、岡田義輝委員でございます。岡田委員は税理士として、千葉県税理士会船橋支部に所属されております。申請のあった法人の財務状況や収支計画等を、専門のご見地からご意見をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○岡田委員

よろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、高田真希委員でございます。高田委員は、今回指定管理者を選定していただく施設「船橋市身体障害者福祉ホーム若葉」の保護者代表として、保護者・利用者の視点からご意見をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○高田委員

よろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、渡邊章委員でございます。渡邊委員は、千葉市にあります植草学園大学の教授をなさっております。障害福祉の見地からご意見をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○渡邊委員

よろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、岡部佐知子委員でございます。岡部委員は、船橋市健康福祉局福祉サービス部長でございます。

○岡部委員

よろしくお願いいたします。

○事務局

続きまして、飯村昌人委員でございます。飯村委員は、船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課長補佐でございます。

○飯村委員

よろしくお願いいたします。

◆次第4 職員紹介

○事務局

続きまして次第4「職員紹介」をさせていただきます。

障害福祉課の課長をしています、安藤と申します。よろしくお願いいたします。

改めまして、障害福祉課施設整備係長の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

施設整備係の川名と申します。よろしくお願いいたします。

同じく施設整備係の小暮と申します。よろしくお願いいたします。

同じく施設整備係の宗方と申します。よろしくお願いいたします。

◆次第5 委員長の選任

○事務局

続きまして、次第5「委員長の選任」に移ります。資料7番の「船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者選定委員会設置要綱」、第4条をご覧ください。同条の規定によりまして、委員会には委員長を置き、委員長は委員の互選により定めることとなります。本委員会の委員長につきまして、皆様いかがでございましょうか。

○稲見委員

よろしいですか。

○事務局

はい。

○稲見委員

障害福祉の学識経験が豊かな、渡邊先生をご推薦申し上げたいのですが、いかがでございましょうか。

○事務局

ありがとうございます。今、稲見委員のほうから、渡邊委員をというお声をいただきましたが、いかがでございましょうか。皆様よろしいでしょうか、ご異議はございませんでしょうか。

○一同

異議なし。

○事務局

渡邊委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○渡邊委員

はい。

○事務局

ありがとうございます。それでは、渡邊委員に委員長をお願いしたいと思います。お手数ですが中央の委員長席のほうにご移動をお願いいたします。

○渡邊委員長

それでは、委員長を務めさせていただきます、植草学園大学の渡邊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、着席させていただきます。

○事務局

ありがとうございます。それでは、ただいまからは渡邊委員長のほうに議事進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○渡邊委員長

はい。それでは、ここから私が議事進行をさせていただきます。

はじめに、資料7番の「船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者選定委員会設置要綱」第4条第4項により、委員長が欠けた場合、または事故あるときに、職務を代理する委員について、あらかじめ委員長が指定すると定められております。こちらについては、荒川委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○荒川委員

承知いたしました。

○渡邊委員長

ありがとうございます。それでは、荒川委員に委員長の代理をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◆次第6 福祉ホーム若葉の概要

○渡邊委員長

続きまして次第6「福祉ホーム若葉の概要」について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

はい。それでは説明をさせていただきます。緑色のフラットファイル資料5番の「船橋市身体障害者福祉ホーム若葉事業概要」をご覧ください。

まずは施設の概要でございますが、若葉は平成5年に開設をいたしまして、定員は10名で現在の管理運営は社会福祉法人千葉県福祉援護会が行っております。

障害者総合支援法に基づく福祉ホームでございます。身体上の障害のため、家庭において日常生活を営むのに支障がある身体障害者の方に、居室その他の設備を提供し、日常生活に必要な便宜を供与することを目的としております。以上でございます。

◆次第7 選定委員会について

○渡邊委員長

はい。それでは、次第7に進みます。選定委員会について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

はい。では、本委員会についてご説明をいたします。資料7番「船橋市身体障害者福祉ホ

ーム若葉指定管理者選定委員会設置要綱」をご覧ください。

本委員会は設置要綱第 1 条にあるとおり、若葉の指定管理者の選定のため、設置された委員会でございます。今後、本委員会にお願いいたします事項を説明いたします。設置要綱第2条をご覧ください。

同条第1号の規定により、「指定管理者候補者を選定するにあたっての指定管理者評価基準を決定すること」、並びに同条第2号の規定により「指定管理者評価基準に基づく事業計画書等の提案内容についての評価、及び指定管理者候補者の選定に関すること」を審議し、指定管理者候補者を選定していただくこととなります。

簡潔にご説明させていただきますと、募集をかけるにあたり、どのような内容を事業計画として提案していただき、また、その提案された事業計画書をどのような基準で審査するかということを決めていただきます。

そして、次はそれに基づいて提出された申請書類の書面審査、法人の面接審査を行っていただき、その評価を点数で表していただきます。その順位が高い法人の点数が一定基準以上であれば、指定管理者にふさわしい者として委員会で決定をし、市長に報告をしていただくという流れになります。

次に、今後の会議の日程について簡単にご説明いたします。お配りした緑色のフラットファイルの資料 14 番「船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者選定委員会スケジュール案」をご覧ください。本日の募集要項と評価基準の審議内容の結果を受けまして、6月15日号の『広報ふなばし』、及び船橋市のホームページにおいて募集を行います。

これ以降は予定になりますが、委員の皆様にお集まりいただきたいのが、書面審査を行う9月中旬の第2回選定委員会、続いて面接審査を行う 10 月上旬の第3回選定委員会になります。また、それに先立ちまして、申請者のほうから提出された書類を皆様にお渡しいたしますので、8月下旬ごろから9月上旬にかけて、申請書類の事前審査を皆様個別にお願いしたいと考えております。

この日程の調整につきましては、後ほど事務局から皆様のほうにお諮りさせていただきます。以上でございます。

○渡邊委員長

はい、ありがとうございます。これまでのご説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

○一同

異議なし。

◆次第8 募集要項(案)の審議

○渡邊委員長

はい、それでは次第8の「募集要項(案)の審議」にまいります。事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

はい。ご説明をさせていただきます。

ピンク色のフラットファイルの「船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者募集要項(案)」の表紙を1枚めくっていただきまして、1ページ目の目次をご覧ください。募集要項(案)につきましては、3つに分けてご審議をお願いいたします。

まず、「1 指定管理者が行う管理の基本方針」から「9 その他管理運営にあたっての留意事項」までをまとめて説明いたしますので、そのあとご審議をお願いいたします。

次に、募集方法である「10 指定管理者募集に関する事項」を説明いたしますので、審議をお願いいたします。

そして次に、「11 指定管理者候補者の審査・選定等」のうち「(1)指定管理者選定委員会の設置について」から「(5)順位付けの方法」までは、本日の次第9の「評価基準(案)の審議」にて説明をさせていただきますので、後に回させていただきます。「(6)審査結果の通知及び公表について」から最後の「14 業務の引継ぎ」までをご説明いたしますので、審議をお願いいたします。

では、まず5ページの「身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者募集要項」をご覧ください。こちらには指定管理者制度の趣旨、及び本募集要項の取り扱いについて記載をしてございます。申請者はこれに沿って応募をしていただく形となります。時間の都合上、内容すべての詳細はご説明できませんが、主な内容について説明させていただきます。

<1 指定管理者が行う管理の基本方針>

まず、5ページの「1 指定管理者が行う管理の基本方針」をご覧ください。(2)に、①から⑫までを、管理の基本方針として決めました。申請者には、これらの基本方針に基づいて、事業計画を提案していただくこととなります。

<2 施設の概要>

続きまして、6ページの「2 施設の概要」でございます。先ほど次第6の際に説明いたしましたが、若葉は平成5年に船橋市身体障害者福祉作業所太陽との複合施設として開設され、平成18年度から指定管理者制度を導入した定員10名の居住施設となります。面積・施設内容等については記載のとおりとなります。

<3 指定管理者が行う業務>

次に、「3 指定管理者が行う業務」として、ア～オに記載している業務を行っていただきます。業務のすべてを第三者に委託することはできませんが、自ら行うことが困難な一部の業務については、市の承認を得て委託することができます。

<4 自主事業について>

続きまして、7ページ「自主事業等について」として、市で指定する指定管理者としての業務以外に、申請者の自主的な取り組みとしてどのようなものを行っていただくかということ、を、事業計画書にて提案していただくために設けています。また、現指定管理者が行っている自主事業について、継続、変更または廃止するかを提案いただきます。なお、提案いただいた内容につきましては、市が効果等を判断し承認するという形になりますので、提案し

た内容が必ず実施できるものではございません。

<5 指定期間>

続きまして、「5 指定期間」ですが、これにつきましては令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とさせていただきます。

<6 管理運営に関する経費等>

続きまして、「6 管理運営に関する経費等」ですが、若葉の管理運営に要する経費は、指定管理料及び「船橋市身体障害者福祉ホーム条例」第15条に定める利用料により賄うことといたします。(1)利用料につきましては、指定管理者の収入となります。(2)指定管理料につきましては、市が上限金額を提示し、それに基づき申請者より必要経費をご提案いただきます。なお、実際の指定管理料は、提案に基づき市との協議の中で決定する形になります。指定管理料の内訳につきましては、記載のとおりとなっております。

8ページ(3)と(4)は、施設及び設備、物品等の修繕等を行う場合の負担区分について定めております。

<7 リスク分担>

続きまして、9ページ「7 リスク分担」につきましてはですが、こちらについては指定期間内における様々な変動要因に対するリスクについて、表のとおり、市または指定管理者のどちらが分担するかを定めたものとなります。

<8 業務評価>

続きまして、10 ページ「8 業務評価」ですが、こちらは施設の運営に関し、協定等に従い適正かつ確実に行われているか、また安定的・継続的な施設運営が行われる状況にあるかなど、あらかじめ定めたサービス水準を維持し、向上に向けて業務を実施しているかどうかを判断するために実施するものでございます。

また、その他、申請者が独自に業務評価をする場合には、事業計画書により提案をしていただきまして、こちらも評価の対象といたします。以下、(2)から(5)につきましては、労働関係法令の遵守や業務評価の結果を受けての改善指導、結果の公表等について定めております。

<9 その他管理運営にあたっての留意事項>

続きまして、「9 その他管理運営にあたっての留意事項」についてでございます。(1)として、管理運営を行う上で遵守すべき法令等を掲げております。

以下、(2)から(15)まで、若葉の管理運営に際して留意していただきたい事項を定めております。

ここまでで、募集要項の1から9までの説明を終わります。

○渡邊委員長

はい。ただいま、募集要項(案)の1から9までについてご説明いただきましたけれども、ご説明いただいたことにご意見・ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○一同

異議なし。

○渡邊委員長

それでは、ご説明いただいた内容については、この案のとおりとさせていただきます。

○事務局

ありがとうございます。

○渡邊委員長

それでは次に募集方法の「10 指定管理者募集に関する事項」について、事務局から説明をお願いいたします。

<10 指定管理者募集に関する事項>

○事務局

はい。それでは、募集要項の14ページ「10 指定管理者募集に関する事項」について説明をさせていただきます。

まず、(1)スケジュールについてですが、本日の第1回選定委員会において、募集要項を確定いたしまして、6月16日から募集要項の配布を市ホームページにて行います。次に、7月4日に申請者説明会、現地見学会を開催いたします。こちらは事務局で対応いたしますので、委員の皆様にはご出席いただく必要はございません。

その後、質疑受付・回答を行い、7月24日～8月25日までを申請期間といたします。その後、書面審査を9月中旬、面接審査を10月上旬に行わせていただきます。面接審査ののち、指定管理者候補者が決定いたしますので、業務引継ぎ等に関する協議を10月下旬から始めていただく形になります。

また、指定管理者の指定は市議会の議決事項となりますので、議案を12月に行われます令和7年第4回船橋市議会定例会に提出いたしまして、議決を経て、指定管理者の指定が令和8年1月に行われる予定となります。その後、指定管理者と市で協定書の協議を開始し、業務引き継ぎ、利用者への説明会などを行い、令和8年4月1日から業務開始という流れになります。以下、16 ページまで募集手続きの詳細について決めました。

続いて、16 ページ(3)申請資格についてでございます。①については、指定期間の5年間、継続的に安定して運営できる法人を求めるために定めております。このほかに船橋市の障害福祉行政への理解・協力をいただくことや、労働関係法令を遵守している方であること、役員等が暴力団等に関与していないことなどを定めております。

次に、(4)申請の手続きについてでございますが、まず①申請書類といたしまして、提出いただくものを決めました。提出書類一覧の2番、船橋市身体障害者福祉ホーム若葉事業計画書につきましては、申請者が実際に若葉をどのような形で運営するかをご提案いただく書類になります。書面審査にあたっては、主にこの事業計画書の提案を評価していただくこととなります。

次に、提出書類一覧の7番といたしまして、令和7年度の収支予算書及び事業計画書を求めています。また、提出書類一覧の8番では、決算関係の書類として、表のほうに記載いた

しました書類を候補者のほうから提出していただく形になります。

こちらについては、19 ページの⑤失格事項の力について法人等の財務状況が著しく悪化していることにより、5年間の指定期間中安定した業務履行が困難ではないかどうかを判断する資料として、書類事前審査の際に、税理士でいらっしゃいます岡田委員にご審査をいただきます、ご判断をお願いしたいと考えております。そのほか、21 ページまで、申請をしていただく際の注意及び留意事項等を規定いたしました。

募集に関する事項の説明は以上でございます。

○渡邊委員長

はい、ありがとうございます。ただいま、募集方法の「10 指定管理者募集に関する事項」についてご説明いただきましたけれども、このことにつきましてご意見・ご質問等ございますでしょうか。

○一同

異議なし。

○渡邊委員長

はい。それでは、ご説明いただいた内容については、この案のとおりとさせていただきますと思います。

それでは次に 22 ページからの「11 指定管理者候補者の審査・選定等」の(1)～(5)は後ほど審議いたしますので、選定後の手続きについて事務局から説明をお願いいたします。

<11 指定管理者候補者の審査・選定等>

○事務局

はい。それでは、選定後の手続きについて説明をさせていただきます。募集要項(案)の 27 ページをご覧くださいと思います。

(6)審査結果の通知及び公表についてでございますが、選定委員会において、最も優れた提案を行った法人を選定し、市長へ書面にて報告していただきます。その結果に基づきまして、市長が指定管理者の候補者を選定いたします。ただし、申請者が行った提案が選定委員会の定める最低基準に達しない場合、指定管理候補者として選定はいたしません。

こちらの詳細につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。指定管理者の候補者の選定結果は、書面で申請者に通知するとともに、市のホームページ等にて公表いたします。公表にあたりましては、すべての申請者の選定結果を公表いたしますが、申請者名については指定管理者候補者となった方のみを公表いたします。

続いて、(7)に移ります。指定管理者候補者と業務の細目について、市は協議を行います。協議が成立しない場合には、次順位者と協議を行うこととなります。

続きまして、(8)指定管理者候補者として選定された法人は、市議会の議決を経たのちに、指定管理者として指定されることとなります。

次に、(9)何らかの事由によって指定管理者の指定が取り消される場合、市は指定管理者選定時に次順位者となった法人と次期指定管理者候補者としての協議を開始することとな

ります。

<12 指定管理者との協定の締結>

続きまして、28 ページの 12 番ですけれども、市は指定管理者に指定された法人と業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、それに基づいて基本協定を締結することとなります。

<13 指定の取消し等>

続きまして、「13 指定の取消し等」でございますが、管理業務が不適切と認められる場合等には、指定期間中であっても、指定の取り消しや、指定管理業務の一部または全部を停止することがあると定めております。

<14 業務の引継ぎ>

次に 29 ページですが、14 番で、新しい指定管理者と現指定管理者との業務の引き継ぎに関する事項等について定めております。

選定後の手続きについての説明は、以上となります。以上で、「評価基準に関すること」を除く募集要項(案)についての説明を終わらせていただきます。

○渡邊委員長

はい。ただいま選定後の手続きについてご説明いただきましたけれども、そのことにつきまして、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。よろしいですかね。

○一同

異議なし。

○渡邊委員長

はい。それでは、ご説明のあったことについて、この案のとおりとさせていただきます。それでは、評価基準に関することを除く募集要項(案)についての審議は以上で終わります。ご説明いただいた内容については、この案のとおりとさせていただきます。

この先の審議、それから次第8「募集要項(案)の審議」についての、評価基準に関するもの、及び次第9「評価基準(案)の審議」につきましては、船橋市情報公開条例第7条第5号に該当する不開示情報が含まれるので、非公開となります。

本日は傍聴人の方がいらっしゃらないので、このままのメンバーで進めさせていただきます。このまま続けていただいて結構ですかね。はい。じゃあ、申し訳ありませんが続けさせていただきます。

それでは次に、募集要項(案)の審査・選定の流れについての審議に移りたいと思います。ここからは、次第8「募集要項(案)の審議」についての残り、と、次第9「評価基準(案)の審議」について審議いたします。まず、審査・選定の流れについて、事務局からご説明をお願いいたします。

◆次第9 評価基準(案)の審議

非公開の審議等であるため、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱第8条第3項後段の規定により記載を省略します。

◆次第10 次回の日程等

○事務局

はい。それでは事務局のほうから、ご連絡をさせていただきます。

資料 14 の「船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者選定委員会スケジュール(案)」をご覧ください。8月25日に申請書類の受付を締め切りいたしまして、その後、申請書類の事前審査ということで、事前に委員の皆様には評価・仮採点をしていただきたいと考えております。評価の対象となる申請書類一式につきましては個人情報を含むものであり、適切な管理が必要ということから、事務局で一括して管理をさせていただきます。

したがいまして、委員の皆様の事前審査にあたりましては、郵送をさせていただくか、もしくは市役所にお越しいただくか、個別に調整をさせていただきたいと考えております。

また、ご説明をさせていただきましたとおり、岡田委員におかれましては、決算関係書類の審査を併せてお願いしたいと存じます。

日程につきましては後日、各委員の皆様と調整を取らせていただきたいと考えております。事前審査の後、第2回選定委員会につきましては、9月中旬の開催を予定しております。面接審査を行う第3回選定委員会は、10月上旬の開催を予定してございます。

最後に、本日の会議録についてでございますが、事務局で作成後、各委員の皆様へ送付させていただきます。内容をご確認いただきまして、修正等がないようであれば、同封する署名用紙にご署名の上、当該署名用紙と会議録をご返送くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○渡邊委員長

はい、ありがとうございます。

それではこれで、『第1回船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者選定委員会』を終了いたします。お忙しい中、どうもありがとうございました。

9 資料・特記事項

(1)傍聴者配布用資料

1. 第1回船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者選定委員会次第
2. 第1回船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者選定委員会の開催
3. 船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者選定委員会委員に係る留意事項について
4. 船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者選定委員会委員名簿
5. 船橋市身体障害者福祉ホーム若葉事業概要
6. 船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者の指定に関する要綱
7. 船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者選定委員会設置要綱
8. 船橋市身体障害者福祉ホーム条例
9. 船橋市身体障害者福祉ホーム条例施行規則
10. 船橋市情報公開条例

11. 船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱
 12. 船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者選定委員会における会議の公開に関する取扱基準
 13. 会議を非公開とする場合の内規
 14. 船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者選定委員会スケジュール(案)
 - ・ 船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者募集要項(案)
 - ・ 添付資料
 - ・ 申請書類
- (2)特記事項 なし
- 10 問い合わせ先
- 健康福祉局福祉サービス部障害福祉課施設整備係
- 047-436-2344